

仕 様 書

1 業務名

令和8年度 地下水概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査及び地下水緊急調査業務

2 業務の目的

この業務は、水質汚濁防止法第15条に基づく地下水の常時監視として、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査（以下「地下水概況調査」という。）、地下水の汚染地域について継続的に監視を行うための調査（以下「継続監視調査」という。）、汚染の収束を確認するために実施する調査（以下「汚染井戸周辺地区調査」という。）及び当該業務等で汚染が発覚した際に周辺の状況を確認する調査（以下「地下水緊急調査」という。）を行うことにより、地下水質を把握することを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 主任技術者及び技術者

- (1) 受託者は、環境計量士（濃度関係）として登録を受けている者を本業務の主任技術者として指名し、本業務を遂行させるものとする。
- (2) 主任技術者は、札幌市（以下「本市」という。）の目的を充分理解した上で、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の円滑な進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

5 業務内容

(1) 調査計画の策定

ア 調査予定地点及び分析項目

調査予定地点数は、次の（ア）～（エ）の合計109地点を見込む。

- | | |
|---------------|---|
| （ア）概況調査 | : 45 地点（分析項目の内訳は仕様書別表1のとおり） |
| （イ）継続監視調査 | : 48 地点（分析項目の内訳は仕様書別表2のとおり） |
| （ウ）汚染井戸周辺地区調査 | : 4 地点（分析項目の内訳は仕様書別表3のとおり） |
| （エ）地下水緊急調査 | : 12 地点（分析項目の内訳は仕様書別表4の項目のうち、汚染が発覚した項目について別途指示する） |

ただし、最終的な調査実施地点は、下記イのとおり井戸所有者の調査協力の承諾および緊急調査の依頼件数を以て増減・確定するため、109地点を確約するものではない。

イ 調査予定地点の選定、採水依頼及び日程調整

（ア）調査予定地点の選定

調査予定地点の所在等の情報については、業務着手後に、本市業務担当者より受託者に提示する。地下水緊急調査については、汚染が発覚した際に汚染地点の周辺井戸を本市が選定し、調査予定地点の所在等の情報については本市業務担当者より受託者に提示する。

（イ）採水依頼及び日程調整

受託者は、調査予定地点の井戸所有者に対して、本市からの依頼文及び井戸

調査票（本市指定様式）を送付する。さらに、調査前に受託者より井戸所有者に連絡し、調査への承諾を得た上で、調査日時の日程調整を行う。

なお、依頼文は本市より原稿データを提供するので、印刷して送付すること。また、送付に必要な封筒は本市より必要部数を提供する。

(ウ) 調査予定地点の変更

調査予定地点の井戸所有者から、調査協力の承諾が得られない場合は、本市業務担当者と協議のもと調査予定地点を変更する。

ウ 調査計画の策定

調査項目、調査地点の住所及び井戸所有者の希望日時等を勘案して調査日時等の調査計画を策定し、本市業務担当者の承認を得ること。

(2) 採水業務

ア 調査地点及び採水日

概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査については、上記(1)ウの調査計画に基づく。地下水緊急調査については、汚染が確認された項目及びその分解生成物、親物質等本市が指定した項目について分析を行う。なお、井戸所有者の希望や天候等、やむを得ない理由により、採水日を変更する場合は速やかに本市業務担当者に連絡すること。

イ 採水回数

各1回

ウ 採水期間

- (ア) 概況調査 : 契約日から 令和8年8月31日まで
- (イ) 継続監視調査 : 契約日から 令和8年10月2日まで
- (ウ) 汚染井戸周辺地区調査 : 契約日から 令和8年8月31日まで
- (エ) 地下水緊急調査 : 受託者と別途打ち合わせの上調整する

エ 採水方法

別添「採水調査要領」のとおり

オ 採水者

採水には、現に分析を行っている者（経験年数3年以上）を1名以上同伴すること。

(3) 分析業務

ア 検体数及び分析項目（想定）

検体数及び分析項目については、次の（ア）～（エ）のとおり。

ただし、上記(1)イのとおり、最終的な調査実施地点が、緊急調査の依頼件数および井戸所有者の調査協力の承諾を以て確定となるため、最終的な検体数及び分析項目が変動する場合がある。また、（エ）については、本市が指定した項目について分析を行う。ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については、それぞれの直鎖体の内訳が分かるよう各項目を分析すること。

- (ア) 概況調査 : 45 検体 783 項目（内訳は仕様書別表1のとおり）
- (イ) 継続監視調査 : 48 検体 258 項目（内訳は仕様書別表2のとおり）
- (ウ) 汚染井戸周辺地区調査 : 4 検体 32 項目（内訳は仕様書別表3のとおり）
- (エ) 地下水緊急調査業務 : 12 検体（内訳は仕様書別表4のうち、別途指示するところによる）

イ 分析方法

仕様書別表5のとおり

ウ 数値の取扱い

(ア) 水温
数値の最小の位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。

(イ) pH
小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(ウ) 電気伝導率
数値は整数とし、小数点以下を切り捨てる。

(エ) 環境基準項目等

a 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

b 報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.001」）とし、報告下限値の桁を下回る桁については、切り捨てる。

c 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、まず、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の合計値を求めた後、上記a及びbの桁数処理を行う。

ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値の数値を測定値として扱う。

なお、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、合計値のほか、それぞれ単独での濃度もあわせて報告する。

d 「1,2-ジクロロエチレン」については、まず、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの測定値の合計値を求めた後に、上記a及びbの桁数処理を行う。

ただし、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値の数値を測定値として扱う。

なお、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンについては、合計値のほか、それぞれ単独での濃度もあわせて報告する。

e 「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)」については、まずPFOS及びPFOAの測定値（生データ）の合計値を求めたあと、上記a、bの扱いをする。ただし、PFOS及びPFOAの測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値の数値を測定値として扱う。

エ 定量下限値における精度管理データ等

次に掲げる資料を本市が請求した場合、分析項目ごとに速やかに提出すること。

(ア) 定量下限値における精度管理データ

(イ) 検量線

(ウ) 標準物質測定データ及びクロマトグラム

(エ) 検体のクロマトグラム又は分析チャート

(オ) 定量計算資料

(4) 結果の速報と異常値等の報告について

ア 現場測定記録は、原則として採水日から4週間以内に、電子メール等を用い、本市指定様式 (Excel ファイル形式) にて報告すること。

イ 分析結果は、原則として採水日から4週間以内に、電子メール等を用い、本市指定様式 (Excel ファイル形式) にて報告すること。

ウ 分析結果が環境基準値を超過する等異常と判断される場合は、直ちにその旨を報告すること。また、場合によっては、再調査を行うこともある。

(5) 調査実施地点の井戸所有者に関する情報について

調査実施地点の井戸所有者に関する情報を、本市指定様式 (Excel ファイル形式) により報告すること。

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款及び「7 個人情報の取扱いについて」に定めるもののほか、次の書類を作成し、本市業務担当者に提出すること。

(1) 着手時

ア 業務着手届

イ 主任技術者等指定通知書

ウ 技術者等経歴書

技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（雇用証明書（証明日が3か月以内のものに限る）等）を添付すること。

エ 標準操作手順書（採水から分析結果報告までの一連の手順がわかるもの）

原則として分析項目ごとに使用する機器及び操作手順を明記し提出すること。

ただし同時分析する項目についてはまとめて記載して構わない。

(2) 本件業務の成果品

本件業務の成果品を、業務報告書として取りまとめ、以下のとおりA4判で1部、また電子データ（CD-ROM）で1部提出すること。

なお、報告書作成にあたっては、誤記等のないように受託者側の検査体制を整備し、十分に確認してから提出すること。また、提出内容については、本市業務担当者に事前に確認すること。

本件業務の成果品の内訳

項目	文書 (A4判×1部)	電子データ (CD-ROM×1枚)	備考
ア 現場測定記録	要	要	本市指定様式（Excel ファイル形式）に記載する。
イ 分析結果	要	要	本市指定様式（Excel ファイル形式）に記載する。
ウ 計量証明書	要	不要	—
エ 現場記録写真	要	要	—
オ 井戸調査票	要	要	電子データは、PDF ファイル形式とし、ファイル名称は「井戸番号_井戸名称」とする。
カ 井戸情報シート	不要	要	本市指定様式（Excel ファイル形式）に記載する。

7 個人情報の取り扱いについて

(1) 受託者は、本業務を実施するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。特に、個人情報を含む情報を使用した電子機器については、別記特記事項に従い適切に対応すること。

(2) 別紙1「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、別紙2「個人情報取扱安全基準適合申出書」を提出し、その内容について、原則、契約締結前までに担当課の評価を受けること。

(3) 業務期間の各月の期間ごとに別紙3「個人情報取扱状況報告書」を提出すること。

(4) 受託者は、本市が求める個人情報の取扱いにおける管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況についての実地検査に応じること。なお、実地検査は少なくとも年1回以上実施する。

8 その他

- (1) 業務は、本市業務担当者と十分協議の上、実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり調査を行う場合には安全確保に努めること。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する商品及び材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。また、報告書等に紙を使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とすること。
- (5) 自動車を使用する際には、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (6) 受託者は、調査員に、本市が発行する、本件業務を行っていることを示す身分証明書を常時携帯させること。なお、当該身分証明書は本件業務終了後、速やかに本市業務担当者に返却すること。
- (7) 調査時に調査員と井戸所有者との間にトラブルが生じた場合及び事故等の緊急事態が発生した場合は、受託者の責任で対応の上、直ちに本市に報告すること。
- (8) 井戸所有者から本件業務に関する問合せ等があったときは、誠実に対応すること。また、質問者、日時、内容等について記録を残すこと。
- (9) 本仕様書について疑義を生じた場合は、すべて本市の解釈によるものとし、仕様書に明示されていない細部については、本市業務担当者の承認を得ること。

9 本市業務担当者

環境局環境都市推進部環境対策課 大矢 (TEL : 011-211-2882)

【別表1】令和8年度（2026年度）概況調査 予定地点及び分析項目

分	地区	区	町	事業場名称	住所	PH	基本 電気伝導度	酸化還元電位	01 カドミウム	02 全シアン	03 鉛	04 六価クロム	05 砒素	06 総水銀	07 PCB	08 ジクロロメタン	09 四塩化炭素	10 1・2ジクロロエタン	11 1・1ジクロロエチレン	12 1・2ジクロロエチレン	13 1・1・1トリクロロエタン	14 1・1・2トリクロロエタン	15 トリクロロエチレン	16 テトラクロロエチレン	17 1・3ジクロロプロペン	18 ベンゼン	19 クロロエチレン	20 チウラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 セレン	24 ふっ素	25 ほう素	26 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27 1・4ジオキサン	28 PFOS及びPFOA		
																																					PH	電気伝導度
概A	概-1	新規	中央	円山	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概A	概-2	新規	中央	東	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概A	概-3	新規	中央	中央	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概A	概-4	新規	中央	曙	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概B	概-5	新規	中央	宮の森大倉山	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概B	概-6	新規	中央	本府	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概B	概-7	新規	中央	西	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概B	概-8	新規	中央	苗穂	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概A	概-9	新規	北	鉄西	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概A	概-10	新規	北	新川	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概A	概-11	新規	北	篠路	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概B	概-12	新規	北	麻生	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
概B	概-13	新規	北	屯田	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-14	新規	東	北光	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-15	新規	東	伏古本町	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-16	新規	東	苗穂	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-17	新規	東	栄東	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-18	新規	東	丘珠	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-19	新規	白石	菊水	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-20	新規	白石	北白石	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-21	新規	白石	白石	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-22	新規	白石	北東白石	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-23	新規	豊平	豊平	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-24	新規	豊平	南平岸	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-25	新規	豊平	西岡	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-26	新規	豊平	中の島	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-27	新規	豊平	福住	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-28	新規	南	芸術の森	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A、概D	概-29	新規	南	藤野	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-30	新規	南	澄川	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-31	新規	南	藻岩	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概B	概-32	新規	南	定山溪	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A	概-33	新規	西	琴似二十四軒	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概A、概D	概-34	新規	西	西野	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概B	概-35	新規	西	八軒中央	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概B	概-36	新規	西	発寒北	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概A、概D	概-37	新規	厚別	厚別中央	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概A	概-38	新規	厚別	青葉町	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概B	概-39	新規	厚別	もみじ台	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概A、概D	概-40	新規	手稲	手稲中央	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概B	概-41	新規	手稲	新発寒	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概B	概-42	新規	手稲	稲穂金山	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概A	概-43	新規	清田	北野	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概A、概D	概-44	新規	清田	里塚美しが丘	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
概B	概-45	新規	清田	清田	未定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
検体数小計						45	45	45	23	23	23	23	45	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	5		
総検体数						783																																

※ 概A：アルキル水銀を除く全地下水環境基準項目（27項目）、概B：基本項目+砒素、概C：基本項目+保健所提供データにおける当該地点の基準超過項目、概D：専用水道がない連合町内会のPFOS/PFOA

【別表2】令和8年度（2026年度）継続監視調査 予定地点及び分析項目

調査区分（※）	通番	新規・継続	区	連合町内会	住所	基本		01 カドミウム	03 鉛	04 六価クロム	05 砒素	06 総水銀	11 1・1ジクロロエチレン	12 1・2ジクロロエチレン	15 トリクロロエチレン	16 テトラクロロエチレン	18 ベンゼン	19 クロロエチレン	23 セレン	24 ふっ素	25 ほう素	26 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	備考		
						pH	電気伝導度																		
継B	継-1	継続	中央	円山	北1条西23丁目	○	○	○					○	○	○	○		○							
継B	継-2	新規	中央	大通	未定	○	○	○			○														
継A	継-3	継続	北	新川	新川2条8丁目	○	○	○			○								○						
継A	継-4	継続	北	新川	新川5条5丁目	○	○	○			○		○	○	○	○			○						
継A	継-5	継続	北	新琴似	新琴似1条2丁目	○	○	○			○		○	○	○	○			○						
継A	継-6	継続	北	新琴似	新琴似6条6丁目	○	○	○			○		○	○	○	○			○						
継A	継-7	継続	北	新琴似	新琴似1条11丁目	○	○	○			○														
継A	継-8	継続	北	新琴似	新琴似9条11丁目	○	○	○			○														
継A	継-9	継続	北	新琴似西	新琴似11条16丁目	○	○	○			○														
継A	継-10	継続	北	新琴似西	新琴似7条14丁目	○	○	○			○														
継A	継-11	継続	北	新琴似西	新琴似3条13丁目	○	○	○			○														
継B	継-12	継続	北	新琴似西	新琴似町	○	○	○		○	○							○				○			
継A	継-13	継続	北	篠路	篠路9条6丁目	○	○	○			○														
継B	継-15	新規	北	鉄西	未定	○	○	○		○	○														
継B	継-16	継続	東	丘珠	丘珠町	○	○	○			○														
継A	継-17	継続	東	伏古本町	伏古4条4丁目	○	○	○			○		○	○	○	○			○						
継A	継-18	継続	東	伏古本町	本町1条1丁目	○	○	○			○														
継A	継-19	継続	東	伏古本町	本町1条4丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-20	継続	東	伏古本町	本町2条1丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-21	継続	東	栄東	北37条東16丁目	○	○	○			○														
継A	継-22	継続	東	栄東	北42条東16丁目	○	○	○			○														
継A	継-23	継続	東	栄西	北50条東3丁目	○	○	○			○														
継A	継-24	継続	東	北光	北22条東1丁目	○	○	○			○														
継A	継-25	継続	東	札苗	東苗穂1条3丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-26	継続	東	札苗	東苗穂2条3丁目	○	○	○			○														
継A	継-27	継続	白石	菊水	菊水3条4丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-28	継続	白石	北白石	北郷1条8丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-29	継続	白石	北白石	北郷4条3丁目	○	○	○			○														
継A	継-30	継続	白石	北東白石	川下4条1丁目	○	○	○																	
継A	継-31	継続	白石	白石東	平和通15丁目北	○	○	○			○														
継A	継-32	継続	豊平	美園	美園1条2丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-33	継続	豊平	豊平	豊平3条9丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-34	継続	南	藤野	藤野3条3丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-35	継続	南	簾舞	豊滝	○	○	○															○		
継B	継-36	新規	西	発寒北	未定	○	○	○		○	○									○					
継A	継-37	継続	西	八軒中央	八軒8条西1丁目	○	○	○					○	○	○	○			○						
継A	継-38	継続	西	八軒中央	八軒10条西12丁目	○	○	○			○														
継A	継-39	継続	西	西野	平和	○	○	○			○														
継A	継-40	継続	厚別	厚別西	厚別西2条4丁目	○	○	○															○		
継A	継-41	継続	厚別	厚別東	厚別東3条1丁目	○	○	○			○														
継A	継-42	継続	手稲	稲穂金山	稲穂3条4丁目	○	○	○			○														
継A	継-43	継続	手稲	手稲鉄北	曙1条3丁目	○	○	○			○														
継A	継-44	継続	手稲	星置	手稲山口	○	○	○			○														
継A	継-45	継続	手稲	星置	手稲山口	○	○	○			○														
継A	継-46	継続	手稲	富丘西宮の沢	富丘3条2丁目	○	○	○			○														
継A	継-47	継続	手稲	富丘西宮の沢	富丘2条4丁目	○	○	○			○														
継A	継-48	継続	手稲	前田	前田8条10丁目	○	○	○			○														
検体数小計						48	48	48	0	3	1	34	1	14	14	14	14	1	14	0	1	1	2		
総検体数						258																			

【別表3】令和8年度（2026年度）汚染井戸周辺地区調査 予定地点及び分析項目

通番	新規・継続	区	連合町内会	事業場名称	住所	基本			11	12	15	16	19	備考
						pH	電気伝導度	酸化還元電位						
周1-1	新規	東	北光	未定	北17条東14丁目周辺	○	○	○	○	○	○	○	○	
周1-2	新規	東	北光	未定	北17条東14丁目周辺	○	○	○	○	○	○	○	○	
周1-3	新規	東	北光	未定	北17条東14丁目周辺	○	○	○	○	○	○	○	○	
周1-4	新規	東	北光	未定	北17条東14丁目周辺	○	○	○	○	○	○	○	○	
検体数小計						4	4	4	4	4	4	4	4	
総検体数						32								

分析方法

1 測定方法は、次表の項目ごとに同表の測定方法の欄に掲げる方法による。

2 用語

- (1) 「規格」：日本産業規格
- (2) 「公共用水域告示」：昭和46年12月環境庁告示第59号
- (3) 「付表」：平成9年3月13日環境庁告示第10号

項目	測定方法	単位	報告下限値
水温	規格K0102-1 6.3に定める方法	℃	-
pH	規格K0102-1 12に定める方法	-	-
電気伝導率	規格K0102-1 13に定める方法	mS/m	-
酸化還元電位	白金電極法等	mV	-
カドミウム	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	mg/L	0.0003
全シアン	規格K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない。) の分析を行う方法又は公共用水域告示付表1 (蒸留操作は装置にて行う。) に掲げる方法	mg/L	0.1
鉛	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法	mg/L	0.005
六価クロム	規格K0102-3 24.3 (24.3.3 及び 24.3.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01
砒素 ※	規格K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法	mg/L	0.001
総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005
アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005
PCB	公共用水域告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005
ジクロロメタン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002
四塩化炭素	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002
クロロエチレン	付表に掲げる方法	mg/L	0.0002
1,2-ジクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.008
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.004
トランス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.0006
トリクロロエチレン		mg/L	0.001
テトラクロロエチレン		mg/L	0.0005
1,3-ジクロロプロパン		規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L
チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006
シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003
チオベンカルブ		mg/L	0.002
ベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001
セレン	規格K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法	mg/L	0.002

ふっ素	規格K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合に あつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 6図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法	mg/L	0.1
ほう素	規格K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法	mg/L	0.02
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3又は 14.4 に定める方法	mg/L	0.055
硝酸性窒素		mg/L	0.05
亜硝酸性窒素		mg/L	0.005
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.005
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号環境省水・大気環境局長通知 (以下「通知2」という。)の付表1に掲げる方法	ng/L	0.15
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	通知2(付表1)に掲げる方法	ng/L	0.15
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	PFOSとPFOAの和	ng/L	0.3

※規格K0102-3の20.3については、定量下限値が0.005mg/Lであるが、精度管理により0.001mg/Lの精度が担保されている場合には、当該方法による測定を認める。

【別紙3】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の процедуру定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、

受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

【別紙 1】

個人情報取扱安全管理基準

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ

(<https://www.ppc.go.jp>) に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4-3-1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

3 従業者の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業者を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業者は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

- (1) データや紙文書等による個人情報を管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、当該管理区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 紙文書等の個人情報を保管する区域 等

- (2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

- (3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。

- (4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

- (5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

- (1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するイントラネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。
- (7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザID、パスワード、磁気・ICカード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。
- (10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

10 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

11 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS（国際標準規格ISO/IEC27001、日本工業規格JISQ27001）、プライバシーマーク（日本工業規格JISQ15001）等の規格認証を受けていること。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

【様式 1】

個人情報取扱安全管理基準適合申出書

年 月 日

(申請者)

貴市の個人情報取扱安全管理基準について下記のとおり適合していることを申し出ます。

記

●個人情報取扱安全管理基準及び確認事項

※ 本申出書において各種資料のご提出をお願いしております。資料が提出できない場合は、実地の監査、調査等の際などに当該書類の内容を確認いたします。

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記載した書類をご提出ください。上記 1 により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

3 従業員の指定、教育及び監督

- (1) 当該業務に従事する従業員を「従業員名簿」にてご提出ください。
- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。
- (3) 従業員を対象とした研修実施報告書等をご提出ください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の詳細についてご記入ください。また、個人情報黒塗りにした各管理区域の入退室記録を提出してください。

・管理区域の名称_____

入退室の認証方法_____

入退室記録の保存期間_____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器_____

・管理区域の名称_____

入退室の認証方法_____

入退室記録の保存期間_____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器_____

・管理区域の名称_____

入退室の認証方法_____

入退室記録の保存期間_____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他 ()

持込可能な電子媒体及び機器_____

・管理区域の名称_____

入退室の認証方法_____

入退室記録の保存期間_____

施錠装置 警報装置 監視装置 その他（ ）

持込可能な電子媒体及び機器_____

5 セキュリティ強化のための管理策

セキュリティ強化の詳細についてご記入ください。貴社のセキュリティが各項目の内容に合致している場合は、欄をとチェックしてください。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機のセキュリティについて

- 他のネットワークと接続していない。
- 従業者にアクセス権限を設定している。
従業者の利用記録の保存期間（ ）
- 記録機能を有する機器の接続制御を実施している。
接続制御の方法（ ）
- 従業者の認証方法（ ）
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

※個人情報を黒塗りにした従業者の利用記録を提出してください。

(2) 文書、電子媒体の取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- 文書、電子媒体の持ち出しを記録している。
当該記録の保存期間（ ）
- 文書、電子媒体等について施錠できる耐火金庫等に保管している。

※個人情報を黒塗りにした文書、電子媒体の持ち出し記録を提出してください。

(3) 業務にて作成した電子データの取扱いについて

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- 電子データの利用状況について記録している。
- 作成した電子データの削除記録を作成している。

※個人情報を黒塗りにした電子データの利用状況の記録及び削除記録を提出してください。

6 事件・事故における報告連絡体制

個人情報取扱安全管理基準の「6 事件・事故における報告連絡体制」(1)から(3)までの内容を満たしていることが分かる書類を提出してください。上記1にて提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を搬送及び持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。
- 上記以外の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

8 関係法令の遵守

個人情報保護に係る関係法令を遵守するための体制及び取組等をご記入ください。

9 定期監査の実施

貴社の内部監査及び外部監査の実施状況についてご記入ください。各監査の実施状況が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。また、各監査の実施状況が分かる書類をご提出ください。なお、外部監査は情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を受ける際の審査を外部監査として取り扱っても問題ございません。その場合は、各種申請の認証通知を監査の実施状況の書類といたします。

- 内部監査を実施している。
- 外部監査を実施している。

10 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証についてご記入ください。

また、認証を受けたことが分かる書類をご提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ISMS・プライバシーマーク等）

名称 _____

認証年月日 _____

最終更新年月日 _____

名称_____

認証年月日_____ 最終更新年月日_____

名称_____

認証年月日_____ 最終更新年月日_____

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定、教育及び監督 (変更なし・変更あり) (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (変更なし・変更あり) (3) セキュリティ強化のための管理策 (変更なし・変更あり) (4) 事件・事故における報告連絡体制 (変更なし・変更あり) ○ (発生した場合) 事件・事故の状況： (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制 (変更なし・変更あり) ○ (実績ある場合) 概要： (6) 関係法令の遵守 (変更なし・変更あり) (7) 定期監査の実施 (変更なし・変更あり) (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更 (なし・あり)	
2 その他特記事項等	

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

採水調査要領

1 採水場所

採水場所については、揚水機が設置されている井戸については、可能な限りポンプの出口に近い場所で採水する。地下水原水と同質な検体を得られるのであれば、任意に採水位置を移動しても構わない。揚水機が設置されていない場合は、井戸から直接採水を行うこと。

地下水原水と同質な検体を得られない場合は、本市業務担当者に連絡し、協議すること。

いずれの場合においても、採水した場所については野帳に記載し、また、写真で撮影すること。

2 採水方法

採水は、原則として、井戸及び揚水管内の滞留水を排除してから行うこと。

3 現場測定

現場においては、採水及び試料の前処理のほか、以下に掲げる項目の測定及び記録を行うこと。

- (1) 採水日
- (2) 採水時刻
- (3) 水温 (0.1℃刻みで記録)
- (4) 透視度 (5以下は0.5刻み、5を超えるものは、1刻みで30まで記録)
- (5) 色相 (要領別表1のコードで記録)
- (6) 臭気 (要領別表1のコードで記録)

4 採水容器及び試料の前処理

- (1) 採水に必要な容器等は、再分析も考慮した容量及び数を受託者において準備すること。
- (2) 準備する容器の種類及び容器の前処理については、原則として要領別表2に示すとおりとすること。
- (3) 採水した試料は、現場で、要領別表3のとおり、容器別に前処理を行うこと。

5 試料の運搬

試料は、採水後速やかに分析機関に運搬することとし、揮発性有機化合物分析用バイアルは、分析機関に搬入するまで蓄冷材などで4℃程度に保冷しておくこと。

また、運搬中に試料びんが破損しないように必要な措置を講ずること。

6 記録写真

1 記録写真は、採水場所建物の全景、採水場所の状況、採水作業状況及び試料を毎回各々1枚、画像が鮮明で状況を確認できる性能をもつデジタルカメラを用いて撮影すること。

(2) 記録写真のうち採水作業状況及び試料の写真には、目的を明確にするため、次の事項を記入した小黒板(65cm×50cm程度)を写しこむこと。

- ア 調査名
- イ 地点名
- ウ 撮影年月日
- エ その他

(3) 写真は、調査地点毎に整理し、電子ファイル版(CD-ROM)を用意すること。

7 採水時の注意事項

(1) 採水場所では、検体の水温、色相、臭気又は透視度等の状況から、地下水原水と同質であるかどうかを検討の上、採水すること。

<別添>

異常が認められた場合は採水地点を見直すこと。同質の検体を得られない場合については、本市業務担当者に連絡をし、協議しながら、水質への影響が最小限の場所で採水すること。

(2) その他疑義が生じた場合、本市業務担当者と協議すること。

<要領別表－１>

色相コード

区 分	コード
無 色	1 0
無 色・濁	1 1
乳白色	1 2
乳白色・濁	1 3
黄 色	1 4
黄 色・濁	1 5
淡黄色	1 6
淡黄色・濁	1 7
褐 色	1 8
褐 色・濁	1 9
淡褐色	2 0
淡褐色・濁	2 1
赤褐色	2 2
赤褐色・濁	2 3
黄褐色	2 4
黄褐色・濁	2 5
灰褐色	2 6
灰褐色・濁	2 7
茶褐色	2 8
茶褐色・濁	2 9
黒褐色	3 0
黒褐色・濁	3 1
緑 色	3 2
緑 色・濁	3 3
黄緑色	3 4
黄緑色・濁	3 5
泥 色	3 6
泥 色・濁	3 7
その他	5 0

臭気コード

区 分	コード
無 臭	0 1
芳 香 臭	1 1
青 草 臭	2 1
藻 臭	2 2
海 藻 臭	2 3
土 臭	3 1
泥 炭 臭	3 2
カ ビ 臭	3 3
魚 臭	4 1
フェノール臭	5 1
タール臭	5 2
油 様 臭	5 3
硫化水素臭	5 4
塩 素 臭	5 5
その他化学臭	5 6
し 尿 臭	6 1
下 水 臭	6 2
鶏ふん臭	6 3
豚 舎 臭	6 4
腐 敗 臭	6 5
と 場 臭	7 1
パルプ臭	7 2
洗 剤 臭	7 3
牛 乳 臭	7 4
漬 物 臭	7 5
もろみ臭	7 6
い も 臭	7 7
大豆様臭	7 8
そ の 他	7 9

< 要領別表－ 2 >

採水容器の種類と前処理

測定項目	採水容器の種類	個数/ 地点	洗浄方法
VOC	ねじ口ガラス瓶又は D0 用フラン瓶 (測定機器専用容器)	3	洗剤洗浄－水道水－精製水洗 浄－105±2℃で約3時間乾燥
pH、電気伝導度、 酸化還元電位、硝酸性 及び亜硝酸性窒素 ふっ素、ほう素	500ml ポリエチレン瓶	1	洗剤洗浄－水道水－精製水洗 浄
農薬類	1L ガラス瓶	1	洗剤洗浄－水道水－精製水洗 浄－アセトン洗浄
金属類 鉛、六価クロム、 砒素、セレン、 カドミウム	1L ポリエチレン瓶	2	洗剤洗浄－水道水－硝酸－ 精製水洗浄
水銀	500ml ガラス瓶 又は硬質ポリエチレン瓶	1	洗剤洗浄－水道水－硝酸－ 精製水洗浄
全シアン	500ml ポリエチレン瓶	1	洗剤洗浄－水道水－精製水洗 浄
PCB	1L ガラス瓶	1	洗剤洗浄－水道水－精製水洗 浄－ヘキサン洗浄
PFOS および PFOA	環水大水発第 2005281 号環水大土発第 2005282 号付表 1「水質汚濁に 係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」 に基づき、適切に対応すること。		

< 要領別表－ 3 >

現場での前処理

試 料	前 処 理
500ml ポリ瓶 (CN)	水酸化ナトリウムを加えpH約12とする。
ガラスバイアル瓶 (揮発性有機化合物)	採取試料で共洗いせず、泡立てないように採取し、満水にして気泡を追い出し、スクリュューキャップで密栓する。
PFOSおよびPFOA	環水大水発第2005281号環水大土発第2005282号付表1「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」に基づき、適切に対応すること。
その他	採取試料で共洗いのうえ採水する。